

第4回長野県環境審議会リニア中央新幹線騒音専門委員会議事要旨

1 日時

令和元年11月14日(木) 午後1時30分～午後3時

2 場所

長野県北信消費生活センター教室

3 会議事項

- (1) 類型指定幅の検討について
- (2) トンネル区間の設定について
- (3) 環境審議会答申(素案)について
- (4) その他

4 出席者(敬称略)

専門委員

内田 英夫、長倉 清、西川 嘉雄、下平 秀弘、下井 善彦、福澤 博之、武田 徹

長野県

(環境保全研究所) 掛川 英男、町田 哲

(水大気環境課) 渡辺 ゆかり、二村 大輔、田島 千聖

5 配布資料

- 資料1 リニア中央新幹線鉄道の走行音について
- 資料2 リニア中央新幹線に係るトンネル出入口付近の指定範囲の検討について
- 資料3 第1回～第3回専門委員会における検討内容
- 資料4 リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定の当てはめ方針について(素案)

6 議事概要

【開会】 水大気環境課 二村補佐

【あいさつ】 水大気環境課 渡辺課長

【議事】

○前回委員会での内容について

(内田委員長)

それでは、会議を開催させていただく。本日は事務局の説明にあったように指定幅の検討についてとトンネル区間の設定について、また答申の素案について話を進めていきたい。

最初に、前回委員会の中で事務局への要望事項が出ていたと思うので、事務局からまずご説明いただきたい。

(田島)

私の方から前回要望いただいていた事項について説明する。

まず、トンネル出入口付近の防音対策工について、防音対策工の種類やそれぞれの対策の距離等について確定しているのかどうかというご質問を前回いただいている。JR東海に確認したところ、「第2回専門委員会の際に提出させていただいた質問への回答のとおり」との回答を得た。第2回専門委員会の資料1-2の3によると、「長野県通過区間の環境保全措置について、環境影響評価書の予測の前提としている環境対策工の割り付け状況は別途資料のとおり」という回答をいただいている。現時点での予定ということで、必ずしも確定ではないということである。

また、前回「他県での指定幅の検討内容について、資料・情報収集をお願いしたい」という要望をいただいた。前回の会議以降、沿線他県3県に対してどのような検討をされたかということで事務局から照会をさせていただいている。ただ、他県の検討の資料については内部資料としての使用を求められているため、今回の公開資料としてはしていない。なお、委員の皆様には事前に送付させていただいている。

(内田委員長)

手短かに説明していただいたが、これについて委員の方から質問等あればお願いしたい。

(各委員)

(質問なし)

(内田委員長)

特に質問がないようなので、今説明していただいた他県の状況や対策工の状況を踏まえ、本来の課題である類型指定幅の検討について話を進めていきたい。

(1) 類型指定幅の検討について

(内田委員長)

それでは、類型指定幅の検討について、前回更なる予測についてお願いしたと思うので、資料の説明を事務局からお願いしたい。

【町田、資料1について説明】

(内田委員長)

今の説明で何か質問があれば、お願いしたい。

(長倉委員)

列車ごとの最大騒音レベルのうち、レベルの大きさの上位 10 本のエネルギー平均値を割り出した結果について説明があったが、おそらく下り線側で測定をすれば、下り側を走行する列車の騒音値の方が大きくなるだろうし、逆に上り線側で測定をすれば、上り線を走行する列車の騒音値の方が大きくなるだろうと思う。

このことを踏まえると、レベルの大きさの上位 10 本はどちらかに偏ることが予想されるが、このばらつきというのは、たとえば下り線の列車のみのばらつきを評価していることになるのか。

(町田)

今回の測定は平成30年に行ったものであり、上り側、下り側全数の標準偏差を算定したところ、0.2～1.6という値になったため、標準偏差2.0とさせていただいた。

(長倉委員)

そうなのだが、資料1の「1 評価書予測計算結果」の表中によると、線路の中心線から400mにおける予測値は70～71dBということであるが、この値は下り列車のものか。すなわち、近接軌道側の列車での値ということか。

(町田)

近接軌道側のみである。

(長倉委員)

近接軌道側の騒音レベルが、例えば25メートル地点で70dBであるとする、遠隔軌道側の騒音レベルはもう少し小さくなるのが想定される。

例えば、近接軌道側の騒音レベルが70dB、遠隔軌道側の騒音レベルが68dB～69dBであるとする、平均値を考えると69dBくらいを中心にばらつくことになるかと思う。近接軌道側の騒音レベルの平均値に対して、さらに1.7dB程度高くなることを見積もらなければいけないというのは、過大評価である気がする。

要するに、今回のばらつきの考え方は「上り、下りを合わせた平均値に対して2.0の標準偏差でばらつきがある」というものだと思うので、資料1の「1 評価書予測計算結果」における70dBという値はあくまで下り側、近接軌道側の騒音レベルの平均値であり、本来であれば、近接軌道側と遠隔軌道側を合わせた平均値からばらつきを見るというのが正しいと思うが。

もう1点、これは今回の資料とは直接関係はないが、資料1の「1 評価書予測計算結果」に示してある、高架橋の高さが5mから25mの条件で線路の中心線から400mにおける騒音予測値が71dBや70dBであると示されている。前回も同じような資料を出していただいて、前回のときはたしか線路の中心線から400m地点における値に加えて、200m地点における値を出していただいていたと思うのだが。

(町田)

線路の中心線から 200m地点の値についても示させていただいたと思う。

(長倉委員)

前回の委員会で、環境影響評価書の予測結果と長野県が行った予測結果を比べると、線路の中心線から 200m地点の値について 1dB 以内の差に収まったとの説明があり、これにより長野県の予測の正確性がある程度担保され、線路の中心線から 400m地点における騒音レベル 71dB や 70dB という数字は信頼性があると判断された。

ただ、環境影響評価書の 200m地点の予測値と今回長野県で行った計算値を改めて比較すると、1 dB 程度は差がある。長野県で行った予測結果と環境影響評価書の予測計算では、恐らく音源の位置などに微妙なちがいががあるので、長野県の予測結果は環境影響評価書の予測結果とズレが生じたと思う。本来であれば、環境影響評価書の 200m地点の値に 200mと 400mの計算結果の差分を足し込むようなことを行うべきではないかと思う。

つまり、そもそも長野県で今回計算した結果は 200m地点で環境影響評価書の予測値よりも 1 dB 程度大きいという事実があるため、400m地点の騒音レベルを予測する際には 1 dB 大きいことを補正しなければならないのではないかと思うが、そこはどうお考えか。

(町田)

200mにおける 1 dB の差が平行にそのままシフトして 400mでも同じであれば、その差 (1 dB) は考慮した方がよいと思われる。400mでも同じように 1 dB 低減するかは分からないが、長倉委員がおっしゃる騒音値が低減する部分も含めて、私が申し上げた騒音値が低減する分、上昇する部分、差し引き相殺すると 400m地点で 70dB には達しないだろうという結果になると思う。

(内田委員長)

長倉委員からの指摘は、JR 東海が行った環境影響評価書の設定をそのまま踏襲すると、0.5 ~ 1 dB ほど低い値になるというものだが、環境影響評価書で行われた評価の方法は完全には公開されておらず、前提となる設定も分からないので、環境保全研究所の予測結果が JR 東海の予測結果と多少違いがあるのはやむをえないとも思うが、考慮すべき意見として受け止めた。

他に何か御意見があれば伺いたい。

(西川委員)

空気吸収について確認させていただきたい。

資料 1 の 2 の表について、温度 (0℃~30℃) と湿度 (20%~80%) の二つの条件から、空気吸収量を算出しているが、補足資料にあるように、リニア中央新幹線のスペクトルの条件により各周波数について減衰を考慮しているということでのよいのか。

(町田)

その認識でよいかと思う。JISZ8738 の中で各周波数 50Hz から 1 万 Hz の 3 分の 1 オクターブバンドごとに減衰量が示されており、それぞれの周波数帯ごとに計算し、最終的にこの値を算出している。

(内田委員長)

ほかに御意見等あれば伺いたい。

技術的には長倉委員、西川委員から御意見をいただいたところだが、市町村関係の委員の皆様からも意見を伺いたい。いくつか御指摘もあったが、400m地点で大体70dBに収まるだろうという結論に落ち着きそうである。これについてはいかがか。

(下井委員)

専門的な計算については正直十分な理解をするのが難しいが、空気吸収は騒音値が低減する要因になり、その他のばらつきの要因を加味すると若干騒音値が上昇するという理解でよろしいか。

その理解の上では、今回計算いただいた結果においては、400mギリギリではあるが、70dBを下回るという結果が得られたという判断となり、今回の指定幅を検討するための一つの根拠になると思われる。

(内田委員長)

他に御意見はあるか。

(各委員)

(発言なし)

(内田委員長)

認識をまとめたいと思う。

まず、空気吸収は騒音値が2~3dB低減する要因になるということを確認した。地表面反射や風向、昼夜、地面の勾配等の変動要因によるばらつきを考慮すると、1.7dBほど騒音値が高くなると思われる。また、先ほどの指摘のように、今回の長野県の予測そのものももう少し小さく見積もっても良いという判断が妥当であるなら、400m地点で70dBを超えることはないだろう。

ここまでの議論で、このような認識になっている。その他、疑問や異なる解釈があれば、意見を出していただき、今日中に指定幅の検討は終わりにしたいと思う。忌憚ないご意見をお願いしたい。

特に御意見がなければ、400m地点で70dBは超えないだろうという認識の下、指定幅を400mに設定したいと思う。個人的な感想ではあるが、他県の例と比べても良く予測しており、ばらつき等を考慮した予測はおそらく他県ではなされていないのではないかと思う。考え得る限りなるべく正確に予測していただいたため、考え得る限り一番科学的な予測方法であろうと思われる。その上で400m地点では70dBは超えないだろうという結論は妥当だろう。

他に何か御意見はあるか。

(各委員)

(意見なし。)

(内田委員長)

特になければ、専門委員会としては400mという指定幅を提案することとして決定してよいか。

(下平委員)

地元がその結論で良ければ、それでよいと思う。政策的な問題になるかと思うが。

(内田委員長)

政策的要素が非常に大きいので、地元の方の意見をお聞きしたい。飯田市の下井委員には先ほど述べていただいたので、喬木村と豊丘村のお二人はいかがか。

(福澤委員)

委員長がおっしゃったとおり、専門的なデータがこのように提示され、他県の状況等も踏まえた上で、400m地点で70dBを超えないであろうという結論になるのであれば、長野県の予測が科学的に分析されたものであり、町村としてはこれでよろしいと思う。

(武田委員)

今福澤委員がおっしゃったとおり、町村としてはそれでよいかと思う。

(内田委員長)

地元の意見を出していただいたが、他に意見はあるか。何かあれば、お願いしたい。

(下平委員)

一言だけお願いしたい。

他の県では、指定幅を300mもしくは400mにするという議論があったようである。

長野県では300m地点では70dBには収まりそうにないという予測であり、300mという幅は議論の中には出てこなかった。余裕を持って指定幅を設けた方が住民のためではあると思うが、なるべく騒音値が低い方が良いので、300m地点で70dB以下になればいいという政策的な意図から300mという指定幅の議論をしてもいいのではないかと少し思った。他県では300mという数字も示されていたので、お伝えした。

(内田委員長)

他県の議論の中には300mという数もあったということか。

(下平委員)

そうである。

(内田委員長)

他に御意見がなければ、この委員会では指定幅を400mとして決定したいと思う。

(2) トンネル区間の設定について

(内田委員長)

続いて、会議事項の2番目のトンネル区間の設定について、事務局から説明をお願いしたい。

【田島、資料2について説明】

(内田委員長)

今の事務局の説明で、疑問点や質問等あればお願いしたい。

前回までの議論では、どちらの方法も妥当であろうという意見があったと思うが、いかがか。特に意見がなければ、事務局案としてはトンネル出入口からトンネル奥の方向に200m、長方形の形状でトンネル区間を設定する案を採用したいと思うが、よろしいか。

(各委員)

(異議なし)

(内田委員長)

それでは、事務局案を採用し、トンネル区間の指定範囲を決定する。

(3) 環境審議会答申(素案)について

(内田委員長)

続いて、議題の3つ目、答申案について事務局から説明をお願いします。

【田島、資料3について説明】

(内田委員長)

答申の素案について議論する前に、今の資料3について何か御意見があればお願いしたい。

(長倉委員)

この資料には、今回の専門委員会の趣旨から離れた問題も取りあげているようだが、これはあくまで議事としてこれらの内容が挙がったということで、答申にはこれらの内容を反映させなければならないという意味の資料ではないと認識してよいか。

(田島)

あくまで、主な答申の内容は指定幅等の地域類型の指定の範囲についてである。ただ、環境審議会に答申案を提出する際に、「専門委員会の意見として、このことについても是非留意していただきたい」という意見を付すことはできると考えている。

(内田委員長)

付帯意見といった形になるかと思われる。他にはいかがか。

(各委員)

(意見なし)

(内田委員長)

特にこれ以上の質問はないようなので、具体的な答申の素案の内容について議論したいと思う。事務局から説明をお願いします。

【田島、資料4について説明】

(内田委員長)

今の説明について、委員から質問または意見があれば、発言をお願いしたい。

(下井委員)

資料4の2「地域指定の範囲」について、基本的な構成はおそらく他県においても同じような形で示されるのではないかと思うが、(3)の河川区域とは長野県の場合では具体的にどこを指すのか。

(二村)

基本的には、住宅に影響が及ぶ範囲についてはここで言う河川区域からは除外したいと思う。飯田市には河川の規模によっては住宅に影響が及ぶ地域があるのか、教えていただきたい。

基本的には河川法に基づく河川は指定区域から除外するという考えである。ただ、他県においては河川法に基づく河川を指定範囲から除くと規定しているケースもある。長野県としては市町村と協議の上指定区域について定めていくため、もし当該河川を指定しないことにより周辺の住居に影響が出るような個々の事例があれば、そこについては考慮して指定を行いたいと思う。

(下井委員)

おそらくこの河川区域という言葉は一般的な表現であろうと思う。市町村との協議を行う中で調整が可能な部分があるという主旨の説明であると理解した。

(内田委員長)

他に質問又は意見はあるか。

(下井委員)

もう一点お願いしたい。

資料4の2ページ目に専門委員会の付帯意見が示されている。(2)の低周波音と振動に関する意見は今までの議論で出された意見をそのまま反映したものになっているが、(1)は地域指定に際して「関係機関及び関係市町村長の意見に十分配慮すること」について述べるにとどまる。しかし、資料3にまとめてあるように地域指定に関しては「用途地域以外の地域に係る類型指定について、地域の土地利用状況を十分に勘案し、極端に地域差が起らないよう指定すること」という具体的な意見が出されている。(1)の「関係機関及び関係市町村の意見を十分配慮し」という表現により、資料3の具体的な意見についてもカバーしているのか、そのあたりの見解をお聞きしたい。

(田島)

おっしゃるとおり、(1)の意図としては、資料3にまとめたご意見や先ほどの河川区域の定義等について、関係機関や関係市町村長のご意見をお聞きしながら適切に行うということを示している。

(内田委員長)

下井委員の今のご意見は、資料3でまとめた内容について、もう少し配慮してほしいという

ことでよいか。

(下井委員)

前回の第3回専門委員会において、地域指定に関しては「一体的に指定する」という表現もあったと思うのだが、出来ればそのようなニュアンスが伝わるような表現を付帯意見に組み込んでいただければありがたい。関係市町村と調整していくという表現でカバーされるということも一理あるが、前回委員会において「一体的に指定することが望ましいのではないか」という意見が集約されたと考えているので、その意見を反映させていただきたい。

(内田委員長)

付帯意見として表現を加えてほしいというご意見である。今のご意見に対してここで答えられないならば、後日修正案を下井委員もしくは委員全員に示していただきたいと思うが、いかがか。

(渡辺)

具体的な文言で御希望があれば、まず御意見を伺いたいと思う。

(内田委員長)

委員から御意見がなければ、事務局から案を出していただきたい。

(下井委員)

急にはなかなか思いつかないが、内容としては先ほど申し上げたとおりである。前回は議論の中で一定の共通理解ができたのではないかと考えている。その内容を反映していただきたい。

(二村)

こちらからもすぐに具体的な文面をお示しすることはできないので、こちらで案を作成し、委員の皆様を確認していただき、御意見を集約したいかと思うが、それでよろしいか。

(内田委員長)

それでよろしいか。他に御意見はあるか。

(福澤委員)

下井委員の発言と一部重なるが、資料3の3(2)について、ここでは「都市計画法の用途地域の定めのない地域」について言及されており、「住居の用に供されている地域を類型Ⅰに当てはめ、その他の地域については類型Ⅱに当てはめるものとする」と記されている。この表現について、類型Ⅱに当てはまる地域が既に想定されていて、類型Ⅱになる地域があるという前提の表現なのかについて、まず確認したい。

また、専門委員会付帯意見の(1)に「市町村長の意見を十分に配慮し」という表現があるが、最終的に環境審議会から答申なされた後、市町村から意見を県に伝える機会があるかお聞きしたい。

(田島)

まず1点目、資料3の3(2)の表現については、現時点で類型Ⅱにあたる場所があると予定しているという意図の表現ではない。関係機関及び関係市町村のご意見をいただき、来年度以降具体的に当てはめを行う予定である。

2点目について、基本的方針について環境審議会から示された後、来年度以降具体的な指定を行う際に、市町村のご意見を伺う場は設けさせていただく予定である。

(内田委員長)

他にご意見、ご質問はあるか。

私から1点質問がある。専門委員会付帯意見の(2)に「列車の走行に伴う振動及び低周波音により…」という表現があるが、振動が先、低周波音が後という配置は何か特別な意図があるのか。

資料3でのまとめでは、低周波音が先、振動が後になっている。これまでの委員会の中でも、振動よりも低周波音が特に心配であるという意見の方が多かったように思うが、いかがか。

(田島)

振動と低周波音の配置の順番について、特に意味があるわけではない。

北陸新幹線の際の専門委員会付帯意見にも同じ内容があり、その表現を採用したため、振動が先に来てしまったと思われる。委員長のおっしゃるとおり、低周波音について心配される声は特に大きかったので、そちらを前に配置することを検討する。

(内田委員長)

いずれにせよ、事務局で1回修正案を提示していただけるということによいか。この場では検討は難しいと思うので、具体的な案が事務局から示された後、再度内容を精査願いたい。

付帯意見以外にも、この素案に関してご意見、ご要望等はあるか。

(各委員)

(意見なし)

(内田委員長)

特にないようなので、素案については今申し上げたとおり具体的な文言は事務局から案を示していただきたいと思う。

その他、今後の予定について、事務局から説明をお願いしたい。

(二村)

まず11月25日に開催される第3回長野県環境審議会において、西川委員長職務代理より中間発表をしていただく。その後12月から1月にかけてパブリックコメントを行う予定である。また、次回委員会は2月7日に長野県庁において開催する予定である。詳細についてはまた後日お知らせする。

(渡辺)

先ほどの付帯意見について早急に案を作成させていただき、送付させていただく。なるべく

早い返答をお願いしたい。

(内田委員長)

今後の予定について説明があったが、それも含めて全体的にご意見やご要望はあるか。

(各委員)

(意見なし)

(内田委員長)

特にないようなので、進行を事務局にお返しする。

(二村)

内田委員長、委員の皆さま、ありがとうございました。以上で、第4回長野県環境審議会リニア中央新幹線騒音専門委員会を終了します。

長時間にわたって、御討議いただきありがとうございました。